

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育インストラクター講習のご案内

平成31年2月1日から安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されました。安衛法第3条により「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と定められており法令上作業床で作業する場合も現場や作業場のルールにおいて特別教育の受講を求められた場合は教育を実施しなければなりません。昨今講習会に参加される方は現場等のルールにより取得されている方が多く見受けられるのが現状です。令和4年1月2日からは旧規格の製品の使用が禁止となり新規格適合品の使用が義務付けられました。墜落制止用器具を使用する作業環境は各事業所により様々となりますが、使用する機材は規格により統一されております。特別教育を進行していく際の心得やポイントを習得する機会となっておりますので、この機会に是非とも受講をご検討ください。

記

日 時：令和4年6月16日（木）～ 令和4年6月17日（金）2日間講習

第1日目9：00～17：00

①資格講習会の意味（就労制限・特別教育等について）

②学科講習

- ・作業に関する知識
- ・墜落制止用器具に関する知識
- ・労働災害防止に関する知識
- ・関係法令

第2日目9：00～17：00

①実技講習

- ・墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法
- ・墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法
- ・墜落による労働災害防止のための措置
- ・墜落制止用器具の点検及び整備の方法
- ・救助の方法及び体感訓練

②リスクアセスメントから作業手順書へのつなぎ方（安衛則520条関係）

③指導案作成・模擬講習

会 場：六ヶ所村文化交流プラザ・スワニー 大会議室

参加費：10,000円

受講者持参：フルハーネス、作業服（2日目実技）

以上